

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………
- ……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)…
- 宅地建物取引業法による行政処分……………(同)…

告示 (選)

- 東京都議会議員選挙における当選の効力に関する異議申出についての決定……………
- 不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………
- 不在者投票管理者を置く施設の指定 (二件) ……

公告

- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

告示

●東京都告示第千四百七十号
都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第一

項の規定に基づき武蔵野都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十九年九月二十五日
東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 武蔵野市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 武蔵野都市計画緑地事業第一号グリーンパーク緑地
- 三 事業施行期間 平成二十九年九月二十五日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 武蔵野市関前三丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第千四百七十一号

一 宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第七十六号) の規定による行政処分について、行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。
平成二十九年九月二十五日
東京都知事 小池 百合子

- 一 日時 平成二十九年十月四日 午後一時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者
 - (一) 商号 城東地所株式会社
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 穂高 正志
 - (三) 主たる事務 墨田区江東橋四丁目二十二番十号

- 所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九八三一一号
- (五) 免許年月日 平成二十七年九月四日

●東京都告示第千四百七十二号

宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第七十六号) 第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十九年九月二十五日
東京都知事 小池 百合子

- 一 被処分者
 - (一) 商号 株式会社セントラル不動産
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 永井 純
 - (三) 主たる事務所の所在地 千代田区神田和泉町一番地三の二
 - (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九八四六一号
 - (五) 免許年月日 平成二十七年十月二十三日
 - 二 処分年月日 平成二十九年九月十三日
 - 三 処分内容 免許の取消し
 - 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第四号及び第六十六条第一項第九号

告示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百三十三号
平成二十九年七月二日執行の東京都議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出について、次のとおり決定したので、公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第二百十五条の規定により告示する。

平成二十九年九月二十五日

東京都選挙管理委員会

29 選選第294号

決 定 書

異議申出人	斎藤 優子
同	平原 行人
同	笠原 一郎
同	伊藤 国治
同	松井 毅彦

上記異議申出人ら（以下「申出人ら」という。）から平成29年7月18日に提起された、平成29年7月2日執行の東京都議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下併せて「本件各異議の申出」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件各異議の申出のうち、本件選挙における目黒区、立川市、西東京市、北多摩第二及び北多摩第三選挙区以外の選挙区の当選の効力に関する異議の申出並びに再開票及びその結果に基づき当選人の選定、世田谷区選挙管理委員会における開票の経緯を明らかにすること並びに都内各区市選挙管理委員会の「開票の手引」等の開示を求める異議の申出をいずれも却下する。
- 2 本件各異議の申出のうち、主文1以外の各異議の申出をいずれも棄却する。

決 定 の 理 由

第1 異議の申出の趣旨及び理由

1 異議の申出の趣旨

申出人らが、次の異議の申出の理由により、本件選挙における当選を無効とし、再開票をして、その結果に基づき当選人の選定を求めらるるものである。

2 異議の申出の理由

本件各異議の申出の理由は、概ね次のとおりであると認められる。

(1) 開票における不正等

本件選挙の開票において、都内の区市の選挙管理委員会ではバーコード集計システムを採用している。

このシステムは、票の集計作業において、候補者ごとに一定数の票をまとめた束(都内においては500票ごとに1束とする選挙管理委員会が多い。)にPCから出力されたバーコード票を添付し、これをリーダーで読み取って、PCソフトによって集計を行うものであるが、ここで票数が電子データ化される過程が入り込むことで、システムの誤作動や何らかの人為的なPCプログラムによる不正が介在することは否定できない。

しかし、選挙管理委員会は実際の票数とバーコードを読み取った電子データとが合致しているかを十分に確認しておらず、PCソフトに不正や誤作動がないか検証していない。

また、実際に岐阜県可児市選挙管理委員会、大阪府堺市選挙管理委員会、平成24年執行衆議院議員総選挙の際の国分寺市選挙管理委員会、沖縄県議会議員選挙、米国大統領選挙等では、票数が電子データ化される過程が入り込むこと等により、票の集計等に不具合や不正が起きている。

よって、電子データ化された票数に基づき決定した本件選挙の当選を無効とし、再開票をして、その結果に基づき当選人の選定を求めらるる。

(2) 本件選挙に関する異議の申出の権利

東京都の意思決定は都議会議員の多数決によって決定するため、申出人らが各選挙権を有する選挙区以外の選挙区についても選挙の結果に利害関係が生じるものであるから、異議の申出の権利が認められるべきである。これを認めないのであれば、裁判を受ける権利を保障する憲法の規定に違反する。

(3) その他

本件選挙において、世田谷区選挙管理委員会では開票確定直前に作業が停止し、不自然な投票箱が見つかり得票数が逆転している。この経緯を明らかにすることを求める。

また、本件選挙における都内の各市区選挙管理委員会の「開票の手引」等の開示を求める。

第2 決定の理由

1 主文1について

(1) 申出人らの主張に対する当委員会の判断

ア 公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)第206条第1項に定める地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」が提起することができることとされているが、その趣旨は、選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、当該選挙区の選挙に参加し得る権利を有する者にその結果の違法を主張する方途を与え、もって選挙に関する法規の適用の適正を期すことにある。この趣旨に照らせば、同条所定の選挙人とは、選挙区のある選挙においては、当該選挙区に所属し、当該選挙区の選挙に参加し得る権利を有する選挙人に限られると解すべきである(最高裁判所昭和39年2月26日判決)。

当委員会の調査の結果、申出人らは、本件選挙の当時において、それぞれ東京都目黒区、同立川市、同調布市、同国分寺市及び同西東京市の選挙人名簿に登録された選挙人であったと認められる。また、申出人らは、いずれも本件選挙に係る公職の候補者ではなかった。

したがって、本件選挙において、申出人らが所属する目黒区、立川市、西東京市、北多摩第二及び北多摩第三選挙区以外の選挙区では、申出人らは公選法第206条第1項所定の「選挙人」又は「公職の候補者」のいずれにも該当しないから、本件各異議の申出のうち、本件選挙における目黒区、立川市、西東京市、北多摩第二及び北多摩第三選挙区以外の選挙区の当選の効力に関する異議の申出は、不適法であることが明らかであり、当委員会の審査の対象にならない。

イ 再開票及びその結果に基づく当選人の選定

申出人らは、申出の理由(1)において、再開票及びその結果に基づく当選人の選定を求めている。

しかし、公選法は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における選挙の効力及び当選の効力について、不服のある選挙人又は公職の候補者に選挙管理委員会に対する異議の申出及び審査の申立て並びに高等裁判所に対する訴訟による争訟を認めている(公選法第202条、第203条、第206条及び第207条)が、選挙の効力及び当選の効力を争う以外の争訟は認めていない。

したがって、本件各異議の申出のうち、再開票及びその結果に基づく当選人の選定を求めることは、公選法に規定のない不適法なものであるから、当委員会の審査の対象にならないものである。

その他、申出人らは、申出の理由(3)において、世田谷区選挙管理委員会での開票確定直前に作業が停止し、不自然な投票箱が見つかり得票数が逆転した経緯を明らかにすることや都内の各区市選挙管理委員会の「開票の手引」等の開示を求めている。

これらの申出は、前述イと同様、選挙の効力及び当選の効力を争うものではないから、公選法に規定のない不適法なものであり、当委員会の審査の対象にならないものである。

(2) 審理の結果

よって、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第1項の規定により、本件各異議の申出のうち、本件選挙における目黒区、立川市、西東京市、北多摩第二及び北多摩第三選挙区以外の選挙区の当選の効力に関する異議の申出並びに再開票及びその結果に従った当選人の選定、世田谷区選挙管理委員会における開票の経緯を明らかにすること並びに都内各区市選挙管理委員会の「開票の手引」等の開示を求める異議の申出をいずれも却下することとして、当委員会は、主文1のとおり決定する。

2 主文2について

当委員会は、本件各異議の申出のうち、目黒区、立川市、西東京市、北多摩第二及び北多摩第三選挙区における当選の効力に関する異議の申出について、形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、慎重か

つ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

(1) 申出人らの主張に対する当委員会の判断

公選法第206条第1項の定める当選の効力に関する異議の申出の理由となる当選無効原因とは、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、「当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続に違法があること、決定内容一たとえば投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定一に違法があること」(大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決)と考えられているところであるが、本件選挙に関する申出人らの主張は、各候補者の有効得票数の算定に関するものであり、当選人の決定内容の違法を理由として当選の無効を訴えているものと解される。

そして、申出人らは、都内の各区市の選挙管理委員会において使用する開票集計のための電算システムの製作用又は不正なプログラムにより、各候補者の得票数が実際とは異なる数値になるように集計されているなどと主張する。

しかし、都内のいずれの開票所において、実際にどのような不正な集計が行われたのかということについて、具体的な事実に基づく主張がなく、申出人らから証拠として提出された資料の内容も、本件選挙に関する申出人らの主張を裏付けるだけの具体性や客観性を有するものとは認められないから、これらは申出人らの憶測というほかはなく、この点についての申出人らの主張は理由がない。

なお、申出人らは、票の集計作業の誤りや不正の事例として、岐阜県可児市選挙管理委員会等の例を挙げているが、いずれも本件選挙とは別の選挙に関するものであり、仮に申出人らの挙げる事例で集計作業に誤りがあったり、不正があったとしても、本件選挙において同様の集計作業の誤り又は不正が存在したとの裏付けとなるものではなく、申出人らの主張は、本件選挙の投票集計に誤り又は不正があったことの根拠とならないのは、明らかとすべきである。

(2) 審理の結果

以上のとおり、目黒区、立川市、西東京市、北多摩第二及び北多摩第三選挙区における当選の効力に関する各異議の申出は本件選挙における当選を無効とする事由は認められないから、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却する

こととし、当委員会は、主文2のとおり決定する。

平成29年8月23日

東京都選挙管理委員会

委員長 宮崎 章

公選法第207条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、異議申出人においてはこの決定書の交付を受けた日から30日以内に、その他の当該選挙の選挙人又は候補者においては公選法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

●東京都選挙管理委員会告示第三百三十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

平成二十九年九月二十五日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

セントラル病院本院 渋谷区松濤二丁目十八番一号

●東京都選挙管理委員会告示第三百三十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十九年九月二十五日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

花畑あすか苑 足立区花畑四丁目二十番一号

アライブ武蔵野御殿山 武蔵野市御殿山二丁目十番九号

●東京都選挙管理委員会告示第百三十六号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十九年九月二十五日

東京都選挙管理委員会

施設の名称	所在地
介護老人保健施設ホスピア喜多見	世田谷区喜多見三丁目四番三十号
特別養護老人ホームおぎくぼ紫苑	杉並区荻窪三丁目七番三十号
アライブ杉並松庵	杉並区松庵二丁目十五番十二号
リハビリパーク板橋病院	板橋区前野町一丁目二十一番二十号
特別養護老人ホーム若葉ゆめの園	板橋区若木三丁目十五番一号
特別養護老人ホームスマイルホーム西井堀	葛飾区奥戸三丁目二十四番十五号
特別養護老人ホーム桜の里	八王子市犬目町五百六十番地一
特別養護老人ホーム桜の里(シヨートステイ)	八王子市犬目町五百六十番地一

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十四条の二第一項の規定に基づく協議が成立した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年九月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
協議が成立した者の住所及び氏名

東久留米市上の原一丁目三十三番三十七、同番四十一、同番四十六及び上の原二丁目三十三番十二並びに三百四十一番四及び同番五の各一部(第一工区)	新宿区西新宿六丁目五番一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百	東久留米市上の原一丁目三十三番三十六(第二工区)	新宿区西新宿六丁目五番一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百
---	---	--------------------------	---

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。
なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「()氏名(団体

にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年九月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年九月二十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 西友小金井店
- 二 店舗所在地 小金井市本町五丁目十二番四号
- 三 設置者名 株式会社陽栄ほか一名
- 四 設置者住所 中央区銀座七丁目十四番十六号ほか
- 五 変更を行った設置者名 株式会社陽栄
- 六 変更前の設置者の代表者名 宮城 信二(株式会社陽栄)
- 七 変更後の設置者の代表者名 飯田 信夫(株式会社陽栄)
- 八 変更日 平成二十九年六月十九日
- 九 届出日 平成二十九年八月二十二日
- 十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十一 縦覧期間 平成二十九年九月二十五日から平成三十年一月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都 都庁 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001